

宮城県港湾運送事業者等エネルギー価格高騰緊急支援金交付要綱

(目的)

第1条 原油価格高騰等で経営に大きな影響が生じている港湾運送事業者、曳船事業者及び繫離船事業者に対して、その事業継続を支援し、県内物流機能の維持を図るため、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において宮城県港湾運送事業者等エネルギー価格高騰緊急支援金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

- 一 県内港湾 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「港湾法」という。）第2条第2項に規定する国際拠点港湾及び地方港湾のうち、宮城県内に所在するものをいう。
- 二 港湾運送事業者 県内港湾において、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号。以下「事業法」という。）第3条第1号又は第2号の事業を営む者をいう。
- 三 曳船事業者 県内港湾において、船舶の入出港の際、タグボート（曳船）により岸壁への停泊又は離船に係る操船を補助する事業を営む者をいう。
- 四 繫離船事業者 県内港湾において、船舶が岸壁へ接岸または離岸する際、船舶と陸上作業員の間で繫留ロープを受け渡す作業（以下「繫離船作業」という。）を事業として行う者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 県内に事業所を置く港湾運送事業者であって、別表第1に掲げるもの。
- 二 県内に事業所を置く曳船事業者または繫離船事業者であって、別表第2に掲げるもの。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、港湾運送事業者にあつては別表第1、曳船事業者及び繫離船事業者にあつては別表第2に定める額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、別表第3に掲げる書類を添えて提出すること。なお、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 別表第4のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。
- 3 様式第1号は、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

- 2 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知する。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金に係る経理)

第8条 補助の交付を受けた事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

別表第1 港湾運送事業者（第3条・第4条関係）

1 交付対象者、 交付額	<p>【交付対象者】 次の要件を全て満たす港湾運送事業者</p> <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であること。</p> <p>(2) エネルギー価格高騰の影響を受け、かつ、事業法第4条の許可を有する事業者であること。</p> <p>(3) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、補助金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。</p> <p>(4) 本要綱の交付対象機械に対し、他の公的助成等を受けていないこと。</p>
	<p>【交付額】</p> <p>・交付対象機械 事業法第5条第1項第4号に規定する事業計画に記載する荷役機械及び県内港湾に存するガントリークレーン</p>
	<p>・交付単価</p> <p>(1) クレーン類 1台につき84千円</p> <p>(2) フォークリフト類 1台につき105千円</p> <p>(3) ガントリークレーン 1者につき750千円</p>

別表第2 曳船事業者または繋離船事業者（第3条・第4条関係）

1 交付対象者、 交付額	<p>【交付対象者】 次の要件を全て満たす曳船事業者または繋離船事業者</p> <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であること。</p> <p>(2) エネルギー価格高騰の影響を受け、かつ、交付対象船舶を所有する事業者であること。</p> <p>(3) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、補助金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。</p> <p>(4) 本要綱の交付対象機械に対し、他の公的助成等を受けていないこと。</p>
	<p>【交付額】</p> <p>・交付対象船舶 入出港船舶の離着岸作業を補助するタグボート（曳船）、繋離船作業に使用する船舶</p>
	<p>・交付単価</p> <p>(1) 100トン以上 1隻につき996千円</p> <p>(2) 20トン以上100トン未満 1隻につき132千円</p> <p>(3) 20トン未満 1隻につき39千円</p>

別表第3 補助金交付申請書添付書類（第5条関係）

対象事業者	添付書類
港湾運送事業者	(1) 様式第1号に記載した内容を証明する、事業法第4条の許可を証明する書類の写し (2) 誓約書(様式第2号-1) (3) 役員等名簿(様式第2号-2) (4) 交付対象機械一覧表(様式第2号-3) (5) 法人登記簿の全部事項証明書(現在事項証明書) (6) 資本金又は出資金が3億円を超える法人にあつては、法人事業概況説明書等常時使用従業員が分かる書類 (7) 県税納税証明書(申請日までに納期が到来した全ての県税) (8) その他知事が必要と認める書類
曳船事業者	(1) 誓約書(様式第2号-1) (2) 役員等名簿(様式第2号-2) (3) 交付対象船舶一覧表(様式第2号-4) (4) 事業の実施が確認できる資料(企業パンフレット等) (5) 船舶安全法第9条第1項の規定により交付された船舶検査證書の写し (6) 法人登記簿の全部事項証明書(現在事項証明書) (7) 資本金又は出資金が3億円を超える法人にあつては、法人事業概況説明書等常時使用従業員が分かる書類 (8) 県税納税証明書(申請日までに納期が到来した全ての県税) (9) その他知事が必要と認める書類
繫離船事業者	(1) 誓約書(様式第2号-1) (2) 役員等名簿(様式第2号-2) (3) 交付対象船舶一覧表(様式第2号-4) (4) 事業の実施が確認できる資料(企業パンフレット等) (5) 船舶安全法第9条第1項の規定により交付された船舶検査證書の写し (6) 法人登記簿の全部事項証明書(現在事項証明書) (7) 資本金又は出資金が3億円を超える法人にあつては、法人事業概況説明書等常時使用従業員が分かる書類 (8) 県税納税証明書(申請日までに納期が到来した全ての県税) (9) その他知事が必要と認める書類

別表第4 交付申請できない者（第5条関係）

交付申請できない者	(1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等 (2) 宮城県税に未納又は滞納がある者
-----------	---